

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年11月27日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同年12月17日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分は、いずれも違法、不当であるとして、それぞれの取消しを求めているものと解される。

申し立ての内容は同月を二重に減額変更していて、娘の収入がまるで凄くある様に感じにして多額減額しているのと、障害ある息子のも同じ様に何時に取れる、娘の減額を行われたのは11月と12月で、9月の収入として、息子の減額が10月と12月の二度に渡り減額されていて、私共の収入が〇〇区役所の示している金額が151,286円等の収入がある、としているが私共の家庭には収入はそんなには有りません。それで減額の上又減額し

てこれでは生活保護者や生活困窮者は死ねと言っているのと一緒ではないですか。

あと息子のお弁当代に関して諸経費として認めないというのが変です。一概にお弁当代と為っていますが、実際は作業所でお出掛けした消した時の作業所で立て替えした交通費やその時昼食代並びに作業所内で毎日出るおやつなどの代金などが含まれている。そういうものは別ではないのではないのですか。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、いずれも棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年12月18日	諮問
令和3年2月8日	審議（第52回第3部会）
令和3年3月8日	審議（第53回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法8条1項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の

定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更について

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法 61 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 次官通知について

ア 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・3・(2)・ア・(7)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

イ また、次官通知の第 10 は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入（かっこ内略）との対比によって決定する

こと。」と定めているところ、次官通知の第8・3・(1)・アによれば、勤労（被用）収入について定めており、それによれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者の収入については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること（同・ア））、勤労収入を得るための必要経費としては、勤労に伴う必要経費として「基礎控除額表」（次官通知第8・3・(4)別表）の額を認定するほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること（同第8・3・ア・イ））とされている。

## 2 本件についての検討

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、妻及び長女から、長女及び長男に係る収入申告（平成30年9月分及び10月分）があったことから、上記1・(4)の次官通知に基づき、同年11月27日、これらの収入を認定することにより、請求人世帯の同年9月分ないし12月分の保護費を変更する必要があると認め、本件処分1を行ったことが認められる。

また、平成30年11月30日に、妻から、長女及び長男に係る収入申告（平成30年11月分。ただし、長女の10月分の一部が含まれている。）があったことから、上記1・(4)の次官通知に基づき、同年12月17日、これらの収入を認定することにより、本件処分1で変更した請求人世帯の同年10月分ないし12月分の保護費をさらに変更する必要があると認め、本件処分2を行ったことが認められる。

そうすると、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、また、違算もないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

- (2) なお、本件各処分の保護決定通知書の理由欄には、稼働収入の月分に誤記があるほか、収入認定額に変更がないのに、稼働収入を認定する旨の余分な記載や、収入認定額に変更があるの

に、前月分と変わらないためか、理由欄に記載していないものがある。これらは、適切な記載とはいえないが、稼働収入を理由とする変更であることは明示されており、また、処分庁は、後の保護変更決定によって理由を訂正したり、収入認定内訳を記載した資料を請求人に示していることが認められることからすれば、これらの不適切な記載が、本件各処分を取り消す理由になるものとはいえない。

- 3 請求人は、上記第3のことから、本件各処分の違法性、不当性を主張し、それぞれの取消しを求めている。

しかし、請求人側から収入申告があったことから、本件処分2により、再度収入認定が必要になったものであり、本件各処分が、いずれも法令等の規定に則って適正に行われた処分であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

なお、長男の弁当代につき経費として認定しないことを誤りとする旨の主張については、そもそも長男の収入は、勤労に伴う必要経費である基礎控除により0円と収入認定されており、弁当代を経費として認定するか否かは、収入認定額に変更をもたらすものとは認められないから、本件各処分の取消理由にはならない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成